秩父農林振興センターだより

第15号

(平成27年3月発行)



埼玉県のマスコット ♪ コバトン 編集・発行:埼玉県秩父農林振興センター

TEL:0494(24)7211(代表) FAX:0494(23)8369

URL: http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0904/index.html

E-mail:t247211@pref.saitama.lg.jp

平成26年2月14日から15日にかけての記録的な大雪により、秩父地域では、いちご、きゅうり、 しいたけ等の栽培施設の倒壊や製材工場の被災、森林では倒木の発生や森林管理道の通行止め等甚大な被 害が発生しました。

今回、冒頭に特集として、農林業栽培施設の復興状況、園芸施設の大雪への技術対策、観光農業への支援プロジェクトの3本を紹介します。

農林業栽培施設の再建状況について

昨年2月の大雪では、秩父管内の農業用ハウスや しいたけ栽培施設などに大きな被害が発生しました。 当初、資材や建築業者の不足により着工の遅れが危 惧されていました。しかし、農業者・各行政機関・ JA ちちぶ等の尽力により、経営体育成条件整備事 業(国庫)の支援を受け着実に再建が進められてい ます。

3月16日現在で、再建対象面積約12haのうち 約88%で再建完了もしくは事業の着手がなされて います。 残念ながら、26年度の再建を見送られた農業者に対しても、27年度には、早期に被災施設の再建が全て完了されるよう、事業を進めてまいります。



事業により再建された大型いちごハウス

施設園芸における大雪の技術対策について

- (1) 降雪時の対応を再確認しましょう!
- ①屋根の上の積雪を防ぐために

屋根の傾斜が 15°以上で、室温が 5℃以上あれば、 屋根上の雪を滑落させることができます。 積雪が予 想される場合には、暖房機を運転しながら、カーテ ンを少し開けて (~80cm ほど)、カーテン上部の空 間を温め、ハウス上に雪が積もるのを防ぎましょう。

②雪が降り出す前にハウスサイドに溜まった雪 を除雪しましょう。

残った雪と屋根から落ちる雪とが一体化すると 思わぬ荷重がかかり、ハウスを倒壊させることがあ ります。雪が落ちるスペースを確保するとともに、 前に積もった雪を除去しておきましょう。

- ③連棟ハウスでは、谷部分の積雪を防ぐ工夫が必要です。
- (2) ハウスの補強をしましょう!
- ①まずはハウスの点検をしましょう。

ハウス建設から年月を経過したハウスでは、部 材・接合部の状況、補強部材(ブレース)などに歪 みやひずみはないかどうか点検をしましょう。

必要に応じて再塗装、交換、補強の実施等の対応 をしましょう。

②補強対策について

ハウス仕様や費用によって、適した補強対策を提 案いたしますので御相談ください。

詳しくはこちらを御覧ください。<u>「大雪による園</u> 芸用ハウスの被害調査結果と対策」(PDF:

- 2,689KB) (別ウィンドウで開きます)
- (3) 連棟ハウスの融雪設備の実証試験を行っています!

現在、3タイプの融雪設備を考案し、実証試験を 開始しました。それぞれハウスの仕様や設備の有無、 費用などによって適した補強対策を提案いたします ので御相談ください。

詳しくはこちらを御覧ください。「<u>融雪設備の実証</u> <u>試験について」(PDF:597KB)(</u>別ウィンドウで開きます)

お問い合わせ:農業支援部技術普及担当





連棟ハウスの倒壊事例

「秩父の観光農業は、あの日の大雪に負けない!」プロジェクトについて

秩父地域の観光農業は大雪被害によって農業用施設が倒壊しただけでなく、その後の観光客の減少によって二重の被害を受けました。

そこで、県・市町、農業関係団体、農業者等が 一体となって、「秩父の観光農業は、あの日の大雪 にまけない!」プロジェクトを立ち上げました。

このプロジェクトでは、大雪被害からの復興を PRするキャンペーン、観光農園の魅力向上、さ らに新たな顧客を獲得するためのイベントの開催 等を行っています。

今までに行った主な取り組み

・秩父鉄道にて、特別デザインのヘッドマークを 付けたSL車内でのぶどうやいちごの試食販売。

- ・西武鉄道において、広告貸切列車「秩父いち ご Oh!園(応援)号」の運行と、これを記念 した西武秩父駅でのお出迎えイベントの実施。
- ・秩父の観光農業を模した統一ロゴマークの作 成。
- ・埼玉県出身タレントへ「秩父いちご Oh!園(応援)アンバサダー」の委嘱とSNSを活用した PR活動やポスターの作成等。

大雪被害から1年経過し、施設の再建は進んでいますが、今後もPR活動を推進し秩父の観光農業を支援してまいります。



秩父鉄道ぶどうイベント



西武秩父駅での歓迎イベント



統一ロゴマーク

多様な担い手の育成について

1 新規就農者の現状

秩父地域における新規就農者の年齢構成を見ると、20歳代が8%、30歳代が21%、40歳代が2%、50歳代が10%、60歳以上が59%と新規就農者の約6割が60歳を超えています(H24.9~H26.8)。

一方、県全域で見ると 19 歳以下が 3%、20 歳 代が 36%、40 歳代が 13%、50 歳代が 12%、60 歳以上が 36%となっています (H23.9~H25.8)。

秩父地域では 60 歳以上で就農している割合が高く、県全体では 20 歳代及び 60 歳代が高く、その他の年代では均等に就農しています。

2 取り組みのねらい

秩父農林振興センターでは、遊休農地等を活用 した農業生産を推進するため、若者から定年退職 者等を幅広く、多様な担い手としてとらえており ます。

このため、H22 年度から県単独事業である明日の農業担い手育成塾推進事業を活用し、各市町に明日の農業担い手育成塾の設置による担い手育成の取り組みを支援しております。

3 実施してきた内容

- (1) H22 年に秩父市吉田農業担い手育成塾が、H23 年に小鹿野町明日の農業担い手育成塾が設置され、それぞれ就農を希望する研修生を受け入れ、 実践研修として就農に向けた研修を行い、支援 を行ってきました。その結果、H26 年に各塾から2人ずつ、20歳代が1人、30歳代が2人、40歳代が1人の計4人の就農者が誕生しました。 なお、H27年には各塾から計4人の就農が予定されています。
- (2) 秩父市吉田及び小鹿野塾の取り組みの結果、 研修が就農に結び付く事例が多数出てきました。 この成果を受けて、管内全域に担い手育成塾の 設置を推進した結果、2月に旧秩父市、旧荒川 村、横瀬町、皆野町、長瀞町にも担い手育成塾 が設置され、管内に7つの担い手育成塾が誕生 しました。

4 今後の取り組み

秩父地域は定年退職者等の就農者が多いことから、 担い手候補をしっかり把握します。さらに、各塾で 推進すべき農作物を絞って知識と技術の習得支援を 行い確実に育成していきます。

秩父地域6次産業化研究会の活動紹介

地域農業活性化のため「6次産業」への取り組み が期待されています。観光農業として集客力を持つ 秩父地域では、農商工の連携・協力により地域特産 物を上手く活用した6次産業の取り組みが効果的と 考えられます。

秩父農林振興センターでは、平成25年2月、モデル作物として「秩父かぼす」を選定し、農業生産者組織、商工業者、関係機関の有志で構成する秩父地域6次産業化研究会を組織し活動を始めました。「秩父かぼす」の生産の現状や問題点、改善方法などの協議を重ね、加工品への利用方法、新商品(ジャム、ゼリー、ジュース、シロップなど)の検討を行い、メンバーで連携・協力しながら具体的に活動

を進めています。

また、6次産業を推進するための手法や必要な体制等についても検討しており、27年度末までに取りまとめを行う予定です。



研究会での検討の様子

クマハギ被害対策を本格的に実施

近年、スギ・ヒノキ林のクマハギ被害が、秩父市の旧大滝村、浦山、旧荒川村、小鹿野町、横瀬町の広い範囲で奥地を中心に発生しています。この被害は、5~7月にかけて糖分が多くなる形成層を、クマがかじるために樹皮を剥がすものです。大きく健全な木に被害が集中し、繰り返し被害を受けると樹木は枯れ、森林の荒廃が進みます。

秩父農林振興センターでは、平成24~25年度の2か年で大洞川流域の140haに樹脂製の防護ネットを設置してきました。きわめて広範囲に被害が発生しその区域も拡大していることから、上流域から三峰神社付近までのすべての人工林466haにネットを巻く計画を策定し、順次実施しています。他地区の被害も深刻なため詳細な調査を実施しており、計画的に被害対策を講じていく予定です。



クマハギ被害状況



防護ネットの設置

森林管理道の通行について

埼玉県では、県の管理する「林道」を「森林管理 道」と称しています。間伐などの森林整備や木材の 搬出を行う上で、トラックや林業用機械などが容易 にアクセスできるようにすること及び山村集落の生 活道としての利用できることを目的に設置した道路 です。

森林管理道には、道路幅が狭い箇所や、急カーブで見通しが悪いため対向車が分かり難い箇所があります。また、斜面からの落石や倒木、舗装面に凹凸が発生していることもあります。このため、次の点に注意して通行してください。

- ・安全に走行できる速度は、時速20kmです。
- ・ライトの常時点灯や、見通しの悪いカーブではクラクションをならすなどして、対向車等に注意して 走行してください。

落石等により緊急に通行止めを行う場合があります。通行制限情報は当センターホームページに掲載しますので、通行前に御確認ください。

<u>秩父農林振興センターホームページ</u> (別ウィンドウで開きます)

県管理森林管理道現況表

区域	路線数	延長
管 内	30	193km
全 県	56	373km



木材の搬出状況

多面的機能支払交付金のご活用を!!

農業・農村には、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能があります。その利益を広く私たち県民が享受しています。

多面的機能支払交付金は、こうした機能を維持・ 発揮させるために農業・農村における地域活動に対 して支援するものです。なお、平成27年度からは 法律に基づく制度となります

交付単価は、地目(田・畑)、活動内容によって 異なりますが、田の場合の交付金額は次のとおりで す。

① 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面 維持など3,000円/10a ②植栽による景観形成、ビオトープづくりなど農村 環境活動 2,400円/10a

③水路や農道などの補修や更新

4, 400円/10a

① ②及び③に同時に取り組む場合は、最大で

9,200円/10a

現在、秩父地域では15地区で取り組みが行われています。

農村地域(集落)の活動に交付金が支援されます。 是非、御活用ください。

詳しくは、農村整備部にお問い合わせください。







①農道法面の草刈

②マリーゴールドの植栽

③水路補修

農薬の登録変更にご注意ください

平成26年より農薬の安全性を一層担保するために、急性曝露評価が導入されました。このため、 農薬の残留基準や使用基準が変更になる場合があります。

農薬の登録内容の変更について、通常の場合は、 流通している農薬の使用期限内であればラベル通り の使用方法を守れば問題ありません。また、各農薬 メーカーは登録の変更期間について余裕をもって申 請しています。

しかし、急きょ、農薬の登録内容が変更になった 場合、従来のラベルに従って使用しても、食品衛生 法の残留基準を超過する可能性があります。

そのような場合には、各農薬メーカーにおいて販売店やJAなどで事前に使用方法変更のチラシを提

示し、登録変更後の使用方法を周知します。その際は、登録の変更前であっても容器に表示された使用 方法ではなく、変更後の使用方法に基づき農薬を使 用してください。

また、使用期限内であっても、長期間保管している農薬については、販売店等で使用方法変更のチラシが出ていないか確認するようお願いします。

最近のチラシにより使用方法の変更周知が行われた農薬です。御確認ください。

- ・アセフェート,カルボスルファン,ベンフラカルブ
- ・<u>注意喚起のチラシ</u> (PDF:112KB) (別ウィンドウで開きます。)

秩父地域の森林組合が合併

かつて旧市町村単位に9つの森林組合が存在した 秩父地域では、平成14年に8組合で合併が行われ、 秩父広域森林組合と横瀬町森林組合の2組合の体制 となりました。

しかし近年、高性能林業機械による林業生産体系が主流になると、小規模森林組合では対応が困難になってきました。このような事情を背景に、横瀬町森林組合では、組合員サービスを維持向上させるため、合併を決定し、秩父広域森林組合に申し出ました。

平成26年2月に両組合及び県・市町を構成員に した合併協議会を設置、その後の協議を経て同年 11月5日に秩父広域森林組合に吸収合併する合併 契約を締結しました。12月12日には、両組合の 総会・総代会で合併の意思決定を行い、知事の認可 を経て27年4月1日に、新たな秩父広域森林組合 としてスタートを切ります。



合併契約調印式